

第 1 部

環境基本計画

について

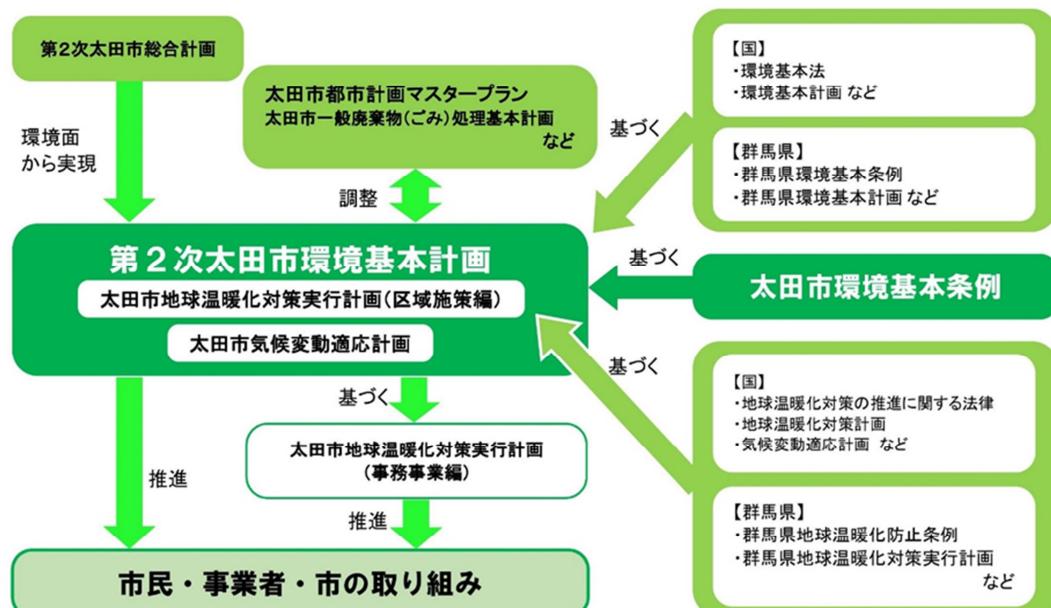
(1) 第2次太田市環境基本計画の目的・位置づけ

太田市では、平成17年3月に「太田市環境基本条例」を制定し、平成19年4月に「環境基本計画」と併せて、「太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。「地球のみらいを太田から」を基本理念とする環境みらい像の実現を目指して、環境の保全と創造のための取り組みを推進してきました。

東日本大震災以降の社会環境の変化やCOP21におけるパリ協定の採択、生物多様性の保全への対応などの新たな環境課題に対応し、より現状に即した計画とするため、平成29年3月に『第2次太田市環境基本計画』を策定しました。

『第2次太田市環境基本計画』は、太田市の環境の保全などに関する施策を示すとともに、市民・事業者・市のそれぞれが担うべき取り組みを明示するもので、太田市の環境関連計画においては最上位に位置づけられる計画です。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、『太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を包含した計画として、さらに「気候変動適応法」に基づく「太田市気候変動適応計画」を包含する計画として位置づけます。



(2) 計画の期間

計画の期間は、長期的な将来を見据えながら、2017年度（平成29年度）から2026年度（令和8年度）までの10年間とし、5年毎に見直しを行います。

(3) 計画の推進主体

計画の推進主体は市民、事業者、市とし、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を協働で実践していきます。

市民	日常生活において環境への負荷の低減に自ら努める。 市の実施する施策に積極的に協力する。
事業者	法令を遵守するとともに、その事業活動によって生じる環境への負荷を低減するため、自己の責任において、必要な措置を講じる。 市の実施する施策に積極的に協力する。
市	施策の実施にあたっては、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進する。 市民及び事業者が環境への理解を深め、かつ、意欲を高めるため必要な措置を講じる。

(4) 望ましい環境像

地球のみらいを太田から

太田市民は、
地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識し、
日常生活や社会活動のあらゆる側面において
積極的に環境保全に取り組み、
良き太田市民として社会的責任を果たしていきます。

(5) 環境みらい像



(6) 計画の対象

第2次太田市環境基本計画の対象分野と範囲は下表のとおりとします。

対象分野	対象範囲
脱炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー など
循環型社会	ごみの減量化・資源化、4R、ごみの適正処理 など
自然共生社会	動植物、生態系、みどり・水辺、公園、農地 など
安全・安心社会	公害防止、環境美化、まちなみ・景観、防災 など
環境保全活動	環境教育・環境学習、環境情報、環境活動 など

(7) 環境白書について

環境白書は、「太田市環境基本条例」(平成17年3月28日制定 条例第181号) 第22条に基づき、本市における環境の状況及び環境の保全等に関する講じた施策についてまとめた年次報告書です。

本白書では、令和5年度における推進状況について報告いたします。